

令和8年1月16日

尼崎市環境影響評価審議会

資料3



Hyogo
Prefecture

尼崎西宮芦屋港 末広地区埋立に係る 環境影響評価実施計画書

環境影響評価審議会

令和8年1月16日（金）

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県

（業務受注者：アジア航測株式会社）

本日の内容（目次）

1 事業における位置付け（現状等）

事業における位置付け（現状等） 02

2 港湾計画の概要

港湾計画の概要 03

3 実施計画書（環境影響評価）について

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況 04

環境影響要因の抽出（評価項目） 07

調査・予測・評価 12

現況調査 13

事前環境配慮の内容 22



1 事業における位置づけ（現状等）

令和6年12月（約1年前）：尼崎西宮芦屋港の港湾計画を改定

現在（+今後の一部）

- 事業化に向けた準備を開始
- 手続きに時間を要するアセス（市条例に基づくもの）を実施すべく、港湾計画改訂直後から「実施計画書」に係る手続きを最優先して実施
- 工事の詳細等は未定（今後の検討）
- 今後、アセスを踏まえた埋立免許に係る手続き等も必要

将来（時期未定）：事業化（複合一貫輸送ターミナル整備等）

2 港湾計画の概要

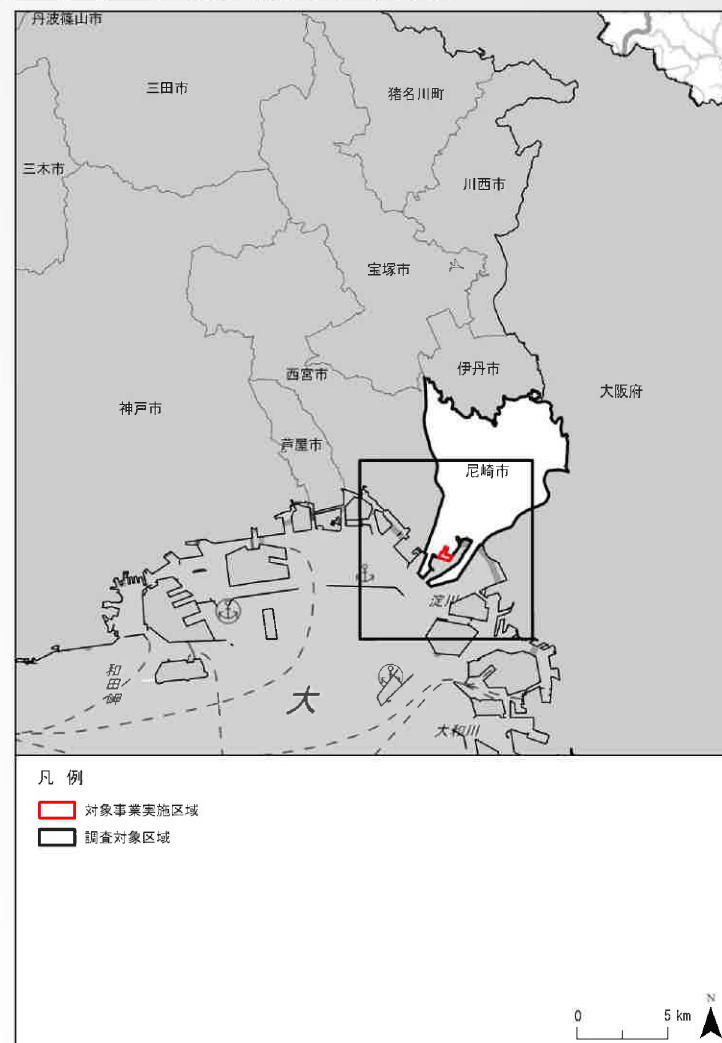


3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

選定した環境負荷要因のうち調査対象範囲の最も広い大気質に着目し、地域概況は事業地から4kmの範囲かつ街区を考慮し、尼崎市の情報を収集

【主な環境影響評価項目と調査対象範囲】

項目	調査対象の範囲の目安	事業計画地からの最外郭
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車発生源は2km ・工事中は4km 	・4km
騒音・振動・低周波	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の騒音を代表すると思われる地点 →阪神高速5号湾岸線(事業計画地直上) ・主要な振動発生源と家屋を結ぶ線上 →本事業地から、家屋までの最短距離は約1.2km 	・1.2km
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"> ・湾単位や岬等で区切られた水域など、できるだけ物理的に区切られた地域や、その水域への流入河川流域 →本事業地から2kmの範囲に含まれる 	・2km
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の範囲によらないため、尼崎市の集計結果から把握する。 	—
動物	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎西宮芦屋港港湾計画資料(その2)―改訂―の調査地点 →本事業地から2kmの範囲に含まれる 	・2km
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の範囲によらないため、尼崎市の集計結果から把握する。 	—



3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

【地域概況の抜粋（1/2）】

項目	実施計画書.p	内容
文化財	3.1-31	・「旧小阪家住宅」 尼崎市扇町33-4(兵庫県立尼崎の森中央緑地内)1棟
関係法律・条例などによる指定・規制など	3.1-36	・対象事業実施区域及びその周囲は 工業専用地域 に指定 ・大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法などの9つの法令が規制
水象	3.2-6	・尼崎西宮芦屋港周辺海域における流速は、対象事業実施区域内に位置する地点で 0.4cm/s～3.7cm/s ・流速の大きい地点では、 上層は西→東流が卓越。下層は高潮時に東→西流、低潮時は流向・流速ともばらつきが大きい。
気象	3.2-24	・尼崎港風観測所における 最多風向きは北北東。
大気質	3.3-1	・基準内:二酸化硫黄、一酸化窒素及び二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン、有害大気汚染物質。 ・ 基準外:光化学オキシダント
騒音	3.3-12	・市道道意線の昼間及び夜間において環境基準を超過したが、要請限度は全ての地点において満足している。
振動	3.3-15	・全ての地点において昼間、夜間ともに要請限度を満足。
低周波音	3.3-18	・調査対象区域では、低周波音に係る調査は実施されていない。
悪臭	3.3-18	・調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。
その他	3.3-18	・令和5年度における尼崎市の悪臭に係る苦情・公害件数は、37件。

3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

【地域概況の抜粋（2/2）】

項目	実施計画書.p	内容
水 質	3.3-19	<ul style="list-style-type: none"> ・水生生物基準は環境基準に適合。 ・生活環境基準は水素イオン濃度・全窒素・全磷で不適合。 ・CODはR5時点で環境基準を満足しており、近年は同程度で推移。
底 質	3.3-26	<ul style="list-style-type: none"> ・水底土砂、底質、ダイオキシン類の各基準にすべて適合。
地下水	3.3-30	<ul style="list-style-type: none"> ・概況調査ではいずれの調査地点、測定項目ともに環境基準に適合。
地 形・地 質	3.3-32	<ul style="list-style-type: none"> ・海域は、粘土層と砂層が互層となっており、陸域の地盤は、上位より盛土、沖積層、洪 積砂礫層が分布。
土 壤 汚 染	3.3-35	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎の森中央緑地で鉛・砒素・水銀・ふっ素が溶出基準超過、鉛・ふっ素が含有基準超過。Bk1層で最多。
植 物	3.3-42	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物群落や天然記念物は存在しない。 ・付着生物(植物):ショウジョウケノリなど。
動 物	3.3-53	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類:シロチドリ、コアジサシなどの重要種24種。 ・魚卵・稚仔魚:カタクチイワシなどの魚卵、カサゴなどの稚仔魚。 ・付着生物(動物):イナザワハベガイの重要種1種(非公開情報)。 ・魚介類:マコガレイなどの23種。 ・底生生物:二枚貝類、ゴカイ類など。
生 態 系	3.3-81	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎西宮芦屋港の周辺で藻場は確認されていない。
人と自然との触れ合い活動の場	3.3-87	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に、県立尼崎の森中央緑地が存在する。
景 観	3.3-89	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な自然景観資源及び指定文化財は存在しない。 ・主要な眺望地点は、魚釣り公園が存在する。

3 環境影響要因の抽出（評価項目）

本事業の特性や対象事業実施区域の立地を考慮し、尼崎市環境影響評価条例に基づいて、「工事中」と「存在」について、以下の環境影響評価項目を選定

なお、「港湾分野の環境影響評価に関する計画段階環境配慮書作成等ガイドライン（国土交通省港湾局）のp.1に『埋立事業に関する環境影響評価については、「埋立事業」単独で行う場合、供用時の環境影響評価は対象としない。』と記載されているため、「供用」は対象外

【環境影響評価項目の選定結果】

環境要素の区分 環境影響要因の区分	大気質	騒音	振動	低周波音	悪臭	水質	底質	地下水質	地形・地質	地盤変状	土壌汚染	廃棄物	植物	動物	生態系	資源循環	地球温暖化	人と自然とのふれあい活動の場	電波障害	日照	風害	ヒートアイランド現象	景観	文化財	都市施設	安全性	その他	
水面の埋立	●					●	●					●		●	●													
建設機械の稼働	●	●	●	●										●			●											
工事関係車両の走行	●	●	●														●											
埋立地の存在						●	●							●	●													

3 環境影響要因の抽出（評価項目）

【環境影響要因と関連表】

環境影響要因の区分 細区分		工事中			存在	選定する理由・選定しない理由
		①	②	③	④	
(1)大気質 ※粉じん等：粉 じん、ばいじん 及び自動車の 運行又は重機 の稼働に伴い 発生する粒子 状物質をいう。	二酸化窒素		○	○		①水面の埋立に伴い発生する粉じん等による影響が考えられるため、選定する。 ②建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等の影響が考えられるため、選定する。 ③工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられるため、選定する。
	二酸化硫黄		○	○		
	浮遊粒子状物質		○	○		
	粉じん等※	○	○	○		
	有害物質					
(2)騒音			○	○		②③建設機械の稼働、工事関係車両の走行に伴い発生する騒音・振動により、周辺環境への影響が考えられるため、選定する。
(3)振動			○	○		
(4)低周波音			○			②建設機械の稼働に伴い発生する低周波音により、周辺環境への影響が考えられるため、選定する。
(5)悪臭						・海水面の埋立事業であり、悪臭を発生させることはないと考えられるため、選定しない。

【環境影響要因】①：水面の埋立、②：建設機械の稼働、③：工事関係車両の走行、④：埋立地の存在

【環境負荷要因】○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目

3 環境影響要因の抽出（評価項目）

【環境影響要因と関連表】

環境影響要因の区分 細区分		工事中			存在	選定する理由・選定しない理由
		①	②	③	④	
(6)水質	水の汚れ(BOD、COD)				○	①水面の埋立の際に水の濁りが発生及び水素イオン濃度への影響が考えられるため、選定する。 ④埋立地の存在により、流況の変化が発生し、水の汚れの発生、富栄養化、溶存酸素への影響が考えられるため、選定する。
	水の濁り(SS)	◎				
	富栄養化(T-P、T-N)				○	
	溶存酸素(DO)				○	
(7)底質		○			○	①④水面の埋立及び埋立地の存在により、流況の変化が発生し、底質への影響が考えられるため、選定する。
(8)地下水質						・海域の施工であり、土地の改変は行わないため、選定しない。
(9)地形・地質						・海域の施工であり、土地の改変は行わないため、選定しない。
(10)地盤変状						・海域の施工であり、陸地の掘削や地下水のくみ上げは行わないため、選定しない。
(11)土壌						・海域の施工であり、陸地の掘削は行わないため、選定しない。

【環境影響要因】①:水面の埋立、②:建設機械の稼働、③:工事関係車両の走行、④:埋立地の存在

【環境負荷要因】○:標準評価項目、◎:重点評価項目、△:保全措置項目

3 環境影響要因の抽出（評価項目）

【環境影響要因と関連表】

環境影響要因の区分 細区分		工事中			存在	選定する理由・選定しない理由
		①	②	③	④	
(12)廃棄物	廃棄物	○				①土地等の改変に伴う既存の護岸の撤去等によりコンクリート片等の建設廃棄物の発生が考えられるため、選定する。
	残土					・海域の施工であり、残土は発生しないため、選定しない。
(13)植物						・陸域の改変は行わず、対象事業実施区域周辺で藻場は確認されていないため、環境負荷要因として選定しない。
(14)動物		○	○		○	①②④建設工事中の建設機械の稼働、埋立工事、埋立地の存在による水象の変化に伴う水域の形状変更により、鳥類・海生生物及びその生息環境への影響が考えられるため、選定する。
(15)生態系		○			○	①④建設工事中の建設機械の稼働、埋立工事、埋立地の存在による水象の変化に伴う水域の形状変更により、鳥類・海生生物及びその生息環境への影響が考えられるため、選定する。
(16)資源循環						・残土は発生しないため、選定しない。

【環境影響要因】①：水面の埋立、②：建設機械の稼働、③：工事関係車両の走行、④：埋立地の存在

【環境負荷要因】○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目

3 環境影響要因の抽出（評価項目）

【環境影響要因と関連表】

環境影響要因の区分 細区分		工事中			存在	選定する理由・選定しない理由
		①	②	③	④	
(18)人と自然とのふれあい活動の場						・海水面の埋立事業であり、本事業の実施により既存の人と自然とのふれあい活動の場は改変されないため、選定しない。
(19)電波障害						・対象事業実施区域近傍に住宅は存在しないため、選定しない。
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観						・対象事業実施区域の周囲は既存の埋立地に囲まれており、景観の変化は少ないと考えられるため、選定しない。
(24)文化財						・対象事業実施区域周辺には、国、県、市指定並びにこれらに準ずる文化財は存在しないため、選定しない。
(25)都市施設						・対象事業実施区域近傍に住宅は存在しないため、選定しない。
(26)安全性						
(27)その他						・上記以外に環境影響評価が必要な項目は特に存在しないため選定しない。

【環境影響要因】①：水面の埋立、②：建設機械の稼働、③：工事関係車両の走行、④：埋立地の存在

【環境負荷要因】○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目

3 調査・予測・評価

選定した評価項目について、以下の事項を調査・予測・評価

【調査・予測・評価する事項】

環境要素	影響要因		調査・予測・評価する事項
大気質	工事中	水面の埋立	粉じん等
		建設機械の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等
		工事関係車両の走行	
騒音	工事中	建設機械の稼働	騒音レベル
		工事関係車両の走行	
振動	工事中	建設機械の稼働	振動レベル
		工事関係車両の走行	振動レベル
低周波音	工事中	建設機械の稼働	低周波音の音圧レベル
水質	工事中	水面の埋立	水の濁り(SS)、水素イオン濃度
	存在	埋立地の存在	水象、水の汚れ(BOD、COD)、富栄養化(全リン(T-P)、全チッソ(T-N)、溶存酸素(DO))
底質	工事中	水面の埋立	底質の変化の程度
	存在	埋立地の存在	
廃棄物	工事中	水面の埋立	産業廃棄物の発生量等
動物	工事中	水面の埋立	海生生物
		建設機械の稼働	陸域動物(鳥類)
	存在	埋立地の存在	海生生物、陸域動物(鳥類)
生態系	工事中	水面の埋立	海域生態系の変化の程度
	存在	埋立地の存在	
地球温暖化	工事中	建設機械の稼働 工事関係車両の走行	二酸化炭素排出量、その他物質の発生量

3 現況調査

(1) 大気質

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
①一般環境大気質 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質	<p>・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境省告示第68号)、「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(令和6年環境省)に定める手法に準拠し、各大気質を測定する</p>	<p>・1地点 (対象事業実施区域近傍1地点)</p>	<p>1時間値 ×24時間 ×14日間 ×4季</p>
②道路沿道大気質 窒素酸化物、浮遊粒子状物質		<p>・1地点 (対象事業実施区域周辺の工事関係車両走行ルート沿道(道路敷地境界))</p>	
③地上気象 風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	<p>・1地点 (対象事業実施区域近傍)</p>		



3 現況調査

(2) 騒音

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
①環境騒音	・「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)及び「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定手法」に準拠し、環境騒音、道路交通騒音を測定する	・2地点 (対象事業実施区域近傍1地点、対象事業実施区域周辺の住宅が存在する1地点)	休日・平日各1日 (24時間)
②道路交通騒音		・1地点 (対象事業実施区域周辺の工事関係車両走行ルート沿道(道路敷地境界))	
③交通量	・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する		



3 現況調査

(3) 振動

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
①環境振動	・「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、最終改正:令和4年号外法律第68号)に基づく道路交通振動の限度及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に準拠し、環境振動、道路交通振動を測定する	・2地点 (対象事業実施区域近傍1地点、対象事業実施区域周辺の住宅が存在する1地点)	休日・平日 各1日 (24時間)
②道路交通振動 ②地盤卓越振動数		・1地点 (対象事業実施区域周辺の工事関係車両走行ルート沿道(道路敷地境界))	
③交通量	・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する		



3 現況調査

(4) 低周波音

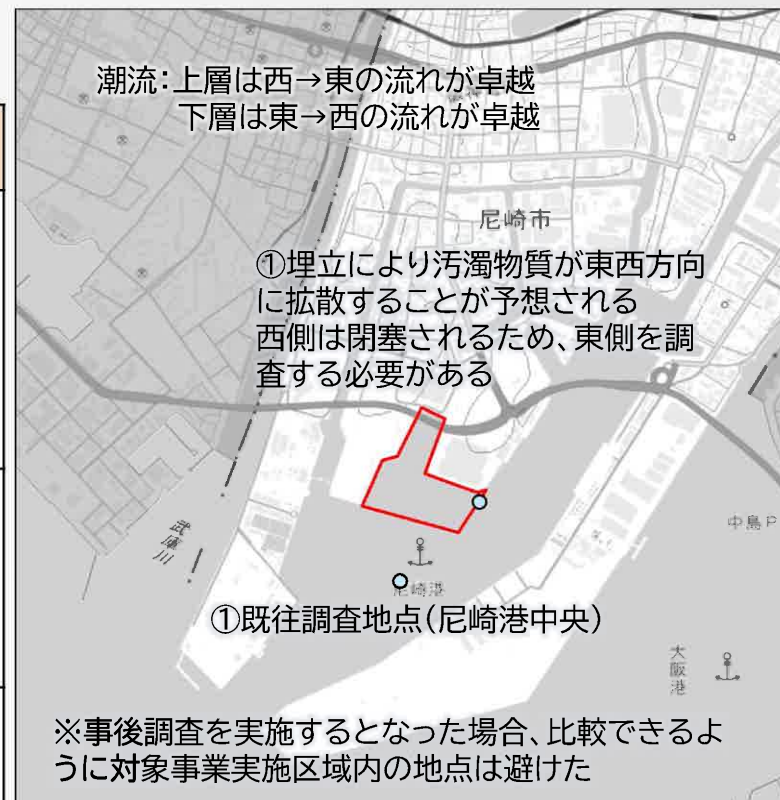
調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
①低周波空気振動音圧レベル	・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成12年10月)に準拠し、低周波空気振動音圧レベルを測定する	・2地点 (対象事業実施区域近傍1地点、対象事業実施区域周辺の住宅が存在する1地点)	休日・平日各1日 (24時間)



3 現況調査

(6) 水質

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
①生活環境項目 12項目 (水素イオン濃度、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量 ^{注1)})	・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和7年2月改正)に準拠し、採水、分析を行う	・2地点 (対象事業実施区域近傍の海域 上層:海面下2m 下層:海底上1m) ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)及び大腸菌数は上層のみとする。	12回/年 (毎月)
①健康項目 27項目 (カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、VOC11項目 ^{注2)} 、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、1,4-ジオキサン)			2回/年 (夏季、秋季)
①ダイオキシン類	・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に定める方法	・2地点 (対象事業実施区域近傍の海域 上層:海面下2m 下層:海底上1m)	1回/年 (夏季)
①フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム	・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月、環境庁告示第64)に定める方法		2回/年 (夏季、秋季)
①陰イオン界面活性剤、アンモニア性窒素、燐酸性燐、塩素イオン、塩分、濁度、クロロフィルa、TOC、水温、透明度	・「日本産業規格」、「海洋観測指針」(平成11年、気象庁)に定める方法		12回/年 (毎月)

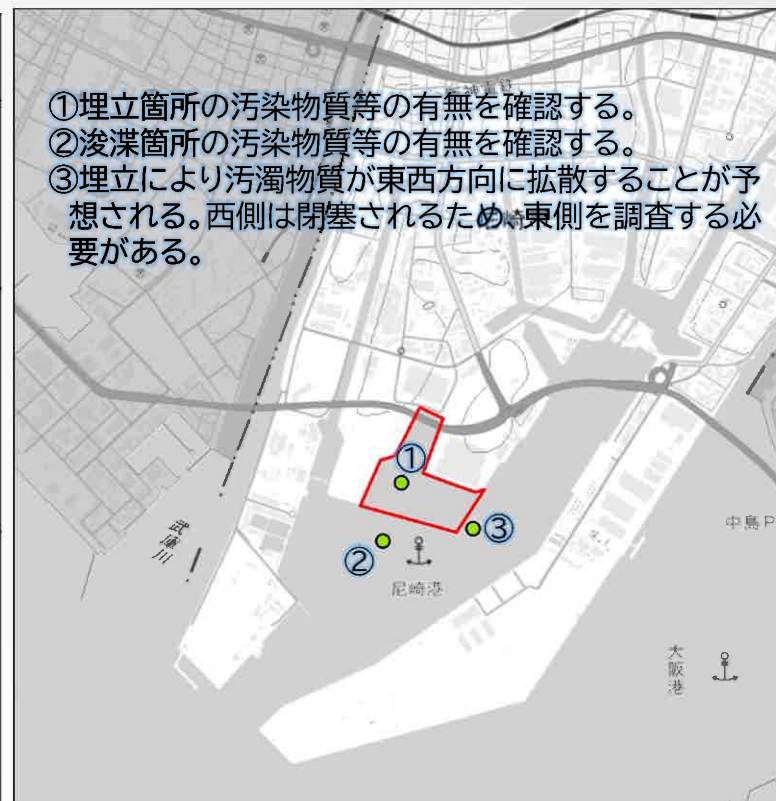


注1)底層溶存酸素量は、「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号、令和7年2月改正)において、「測定水深は、可能な限り海底又は湖底直上で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のためこれにより難しい場合には、海底又は湖底から1m以内の底層とする。」と示されていることを踏まえ、下層(海底面上1m)のみとする。
 注2)ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

3 現況調査

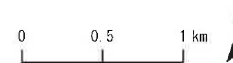
(7) 底質

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
<ul style="list-style-type: none"> 基礎項目 (泥温、色相、臭気、性状) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視観測・記録 	<ul style="list-style-type: none"> 3地点 (対象事業実施区域内1地点及びその近傍の海域2地点(海底表層)) 	<ul style="list-style-type: none"> 2回/年 (夏季、冬季)
<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類(溶出試験、含有量試験) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)に定める方法 	<ul style="list-style-type: none"> 3地点 (対象事業実施区域内1地点及びその近傍の海域2地点(海底表層)) 	<ul style="list-style-type: none"> 1回/年 (夏季)
<ul style="list-style-type: none"> (溶出試験32物質) アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、VOC11項目^{注1)}、ベリリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、バナジウム又はその化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン (含有量試験3物質) 有機塩素化合物、水銀又はその化合物、PCB 	<ul style="list-style-type: none"> 「底質調査方法」(平成24年8月、環境省)等に定める方法 	<ul style="list-style-type: none"> 3地点 (対象事業実施区域内1地点及びその近傍の海域2地点(海底表層)) 	<ul style="list-style-type: none"> 2回/年 (夏季、冬季)
<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度、化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、総クロム、含水率、硫化物、酸化還元電位、強熱減量、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、TOC、粒度組成 	<ul style="list-style-type: none"> 「底質調査方法」(平成24年8月、環境省)等に定める方法 	<ul style="list-style-type: none"> 3地点 (対象事業実施区域内1地点及びその近傍の海域2地点(海底表層)) 	<ul style="list-style-type: none"> 2回/年 (夏季、冬季)



①埋立箇所の汚染物質等の有無を確認する。
 ②浚渫箇所の汚染物質等の有無を確認する。
 ③埋立により汚濁物質が東西方向に拡散することが予想される。西側は閉塞されるため、東側を調査する必要がある。

凡例
 対象事業実施区域
 底質調査地点
 底質調査全項目(3地点)
 (海底表層)



注1)ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

3 現況調査

(12) 廃棄物

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
・護岸の撤去等により発生するコンクリート片等の建設廃棄物量	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸の種類、使用材料、寸法 ・図面や現地調査に基づき、構造物の体積を計算 ・材料ごとの密度を用いて重量を算出 ・材料ごとの再利用率と廃棄率の算出 	・対象事業実施区域内の栈橋	-



3 現況調査

(14) 動物 陸生動物

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
鳥類	①ラインセンサス法(2ルート) 対象事業実施区域及びその周辺の陸域に設定した定線をゆっくりと歩行し、出現する鳥類の種名及び個体数を記録する方法	対象事業実施区域及びその周辺	4回/年 ・春の渡り期 ・繁殖期 ・秋の渡り期 ・越冬季
	②ポイントセンサス法(2定点) 対象事業実施区域及びその周辺の陸域に設定した定点において、満潮と干潮を含む時間帯に複数回の観察を行い、出現する鳥類の種名及び個体数を記録する方法		
	③任意観察法 対象事業実施区域及びその周辺の陸域を任意に踏査し、出現する鳥類の種名を記録する方法 繁殖期の調査においては、対象事業実施区域及びその周辺の陸域における鳥類の営巣状況を把握する営巣場所調査を実施		



3 現況調査

(14) 動物 海生生物

調査項目	調査方法(資料名)	調査地域・地点	調査時期・頻度
①動物プランクトン	・北原式定量ネットを用いて鉛直曳きを行い、採取した試料の同定・計数を行う方法	海底面上1mから海面まで	対象事業実施区域内1地点及びその近傍の海域1地点 4回/年(四季)
②魚卵・稚仔魚	・まるちネットを用いて表層を約2ノットの速度で10分間水平円周曳きを行い、採取した試料の同定・計数を行う方法	海面表層	
③付着生物(動物)	・目視観察法 潮上帯から海底面までに測線を設定し、測線に沿って1m×1mの枠を用いて枠内の生物の種組成及び量(被度)を記録する方法	潮上帯から海底面まで	
	・枠取り法 3層において、0.25m×0.25m枠の内側に出現した生物の刈り取りを行い、採取した試料の同定・計数を行う方法	3層(平均水面、大潮最低潮面、大潮最低低潮面-1m)	
④魚介類	・刺網等により魚介類の捕獲を行い、採取した試料の同定・計数を行う方法	海面表層・中層	
		海底表面	
⑤底生生物	・スミス・マッキンタイヤ型採泥器等を用いて表層泥の採泥を行い、採取した泥をふるいで濾過し、採取した試料の同定・計数を行う方法	海底表面	



3 事前環境配慮の内容

評価項目について、事前環境配慮指針（平成17年尼崎市告示第71号）に基づき、環境配慮を検討すべき項目について抽出
抽出した環境配慮検討項目について、配慮する時期、環境配慮の内容を整理

【事前環境配慮の内容】

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的 配慮	(1)対象事業実施区域の選定		
	①対象事業実施区域の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。	b	本事業は、約26haの公有水面を埋立てることにより、埠頭用地を整備するものである。事業の位置づけにあたっては、尼崎市環境基本計画およびまちづくりに関する各種方針等に配慮した計画とする。
	②公共機関等が実施する広域的な事業に係る対象事業実施区域の選定及び事業規模等の計画決定にあたっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。	b	本事業は公有水面を埋立て、埠頭用地を整備するものである。全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮する。
	(2)周辺地域との調和		
	①土地利用及び施設配慮等の計画策定にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。	b	周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並みとも調和した計画とする。
③自動車による人又は物の流出入を伴う事業の計画策定にあたっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。	b	自動車公害の防止に努め、周辺地域の環境に配慮した計画とする。	